



特別障害者手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当

①特別児童扶養手当

身体等に一定の障害のある20歳未満のお子さんを育てている方に支給されます。ただし、施設に入所しているお子さんや障害を支給事由とする年金を受給しているお子さんは除きます。

手当額／月額 1級 51,100円 2級 34,030円

②特別障害者手当

20歳以上で、身体等に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別な介護を必要とする方に支給されます。ただし、施設に入所中の方や3か月以上継続して病院等に入院している方は除きます。

手当額／月額 26,620円

③障害児福祉手当

20歳未満で、身体等に著しく重度の障害があるため、常時特別な介護を必要とする方に支給されます。ただし、施設に入所中の方や障害を支給事由とする年金を受給している方は除きます。

手当額／月額 14,480円

※①、②、③のいずれの手当も、所得の制限があり、支給が停止になることがあります。受給要件・申請についてはお問い合わせください。

現況届の提出

すでに手当を受けている方は毎年8月に現況届（所得状況届）の提出が必要です。届出用紙が送られてきましたら忘れずにご提出をお願いします。（7月下旬頃送付予定）この届けを提出しないと、8月以降の手当は支給されませんのでご注意ください。



重度心身障害者医療費支給制度

支給対象（重度心身障害者）／①身体障害者手帳1～3級

②療育手帳A・A・B ③精神障害者保健福祉手帳1級④65歳未満で次のいずれかに該当する手帳等の交付を受けている方が、65歳以降後期高齢者医療制度の障害認定を受けた場合

・身体障害者手帳4級のうち、音声または言語、そしゃく機能障害、下肢機能障害（一部）

・精神障害者保健福祉手帳2級

・障害基礎年金1・2級の証書

※重度心身障害者となった年齢が65歳以上の方は除きます。

※新規の方は、障害福祉課へ登録が必要です。

支給額／入院、通院等の各医療保険制度における医療費の一部負担金

ただし、各医療保険から高額療養費や附加給付金が支給されるときは、その金額を差し引いて支給します。

※入院時の食事代等は、助成対象外です。

※精神障害者保健福祉手帳1級により該当の方は、精神病床の入院費は対象外です。

申請手続／毎月15日（休日のときは翌日）までに申請された場合は、翌月の15日（休日のときは前日）に支給

申請先／障害福祉課、内間木支所、朝霞駅前出張所、朝霞台出張所

※郵送でも申請ができます。申請書、領収書を障害福祉課宛てまで



児童館へ行ってみよう!! ー夏まつり開催ー

今年も市内の5つの児童館で夏まつりを開催します。それぞれの館が楽しいおまつりを企画していますので、ぜひ皆さん遊びに来てください。詳しくは各館へお問い合わせください。

開催日

- ・みぞぬま児童館 7月18日(土)
- ・ひざおり児童館 7月27日(月)
- ・きたはら児童館 7月30日(木)
- ・ねぎしだい児童館 8月21日(金)
- ・はまさき児童館 8月30日(日)



児童館一覧

館名	住所・電話	休館日
みぞぬま児童館	溝沼7-13-11 ☎450-0858	日曜日、5月8日、祝日（5/5を除く）、年末年始
ひざおり児童館	膝折町1-7-40 ☎458-6969	火曜日、5月6日、祝日（5/5を除く）、年末年始
きたはら児童館	北原2-8-11 ☎471-7140	金曜日、5月6日、祝日（5/5を除く）、年末年始
ねぎしだい児童館	根岸台2-15-12 ☎450-1815	月曜日、5月9日、祝日（5/5を除く）、年末年始
はまさき児童館	浜崎51-1 ☎486-2477	月曜日、5月7日、祝日（5/5を除く）、年末年始

児童館とは

児童館は、0歳から18歳未満のお子さんとその保護者が無料で利用できる施設です。遊戯室や図書室などで自由に遊んだり、講座や季節に合わせたさまざまな行事に参加することができます（行事によっては申し込みが必要な場合があります）。

乳幼児専用の部屋や中高生向けのスペースがある施設もあります。

お気軽にお近くの児童館をぜひご利用ください。

開館時間 午前9時30分～午後5時30分

対象 0歳から18歳未満のお子さんとその保護者

※幼児（未就学児）は保護者の同伴が必要です。

児童館までの行き方や催し物などの情報は、指定管理者として管理運営を行っている朝霞市社会福祉協議会ホームページ（<http://www.asaka-shakyo.or.jp>）をご覧ください。各児童館のから毎月1回発行している「児童館だより」は市ホームページにも掲載しています。